

令和 3 年度

財政援助団体等監査結果報告書

公益財団法人埼玉YMCA

所沢市監査委員



所 監 第 75 号
令和 4 年 3 月 30 日

所 沢 市 長 藤 本 正 人 様
所沢市議会議長 大 舘 隆 行 様

所沢市監査委員 渡 邊 豪

同 三 上 昌 美

同 末 吉 美帆子

同 入 沢 豊

財政援助団体等監査結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を
所沢市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、
その結果について報告書を提出します。

第1 監査の種類

財政援助団体等監査

第2 監査の対象団体及び所管部署

- 1 対象団体 公益財団法人埼玉YMCA
- 2 所管部署 こども未来部青少年課

第3 監査の目的

公の施設の管理を行わせているもの（指定管理者）について、出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかを監査する。併せて所管部署の当該団体に対する指導、監督が適切に行われているかについても監査する。

第4 監査の主な着眼点

1 所管部署

- (1) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- (2) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- (3) その他監査委員が必要と認める事項。

2 団体

- (1) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (2) 公の施設の管理に係る収支会計経理は、適正にされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (3) その他監査委員が必要と認める事項。

第5 監査の範囲及び対象事項

令和2年度及び令和4年1月13日までの出納及びその他の事務

の執行

第6 監査の期間

令和3年11月5日から令和4年3月30日まで

第7 監査の実施内容

監査の着眼点等について、試査又は精査による監査を実施した。

また、団体及び所管部署に対し提出を求めた資料と書類・諸帳票等を主体として照合し、疑問点等を団体及び所管部署に確認するとともに、令和4年1月13日に関係職員から説明聴取を行った。

さらに、令和4年1月13日にこぼと児童館の施設調査を行い、実査による検証確認を行った。

第8 監査の結果

監査の対象となった出納及びその他の事務については、適正に執行されているものと認められた。

また、所管部署の当該団体に対する指導、監督も適切に行われているものと認められた。

指定管理者の概要等

1 指定管理者の概要

(1) 名称及び代表者

公益財団法人 埼玉YMCA

代表理事 小谷 全人

(2) 所在地

埼玉県さいたま市浦和区常盤九丁目19番6号

(3) 指定管理者が行う業務内容

- ① 児童館において「下記2 公の施設の概要(1)設置目的」を達成するため行う業務
- ② 児童館において行う児童福祉法(以下「法」という。)第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業に関する業務
- ③ 生活クラブ事業の入所の決定に関する業務
- ④ 生活クラブ事業の保育料(以下「保育料」という。)の徴収に関する業務
- ⑤ 児童館において行う法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業に関する業務
- ⑥ 児童館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、児童館の運営に関して市長が必要と認める業務

(4) 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

2 公の施設の概要

(1) 設置目的

児童館は、法に基づき児童に健全な遊びを与え個別的又は集団的

に指導し、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに、子ども会、母親クラブ及び青少年有志指導者等の地域組織活動の育成助長を図る等、児童の健全な育成と福祉の増進に資することを目的とする。

(2) 所在地、名称、利用者

所在地 所沢市小手指町一丁目28番地の3

名称 所沢市立こぼと児童館

利用者 全ての児童

3 指定管理者が保護者から収入として徴収した保育料

令和2年度 5,567,800円

令和3年度(9月分まで) 3,635,000円

合計 9,202,800円